



茨城町告示第 22 号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成29年3月15日

茨城町長 小林 宣夫



1 都市計画の種類

用途地域(奥谷・小堤地区)

2 都市計画を決定(変更)する土地の区域

(1) 茨城町

ア 第一種低層住居専用地域

(ア) 削除する部分

東茨城郡茨城町大字奥谷 字町尻, 字入道下, 字童子塚, 字新路前, 字宿内,  
字宿後, 字天神下及び字鎮守山の各一部

イ 第二種低層住居専用地域

(ア) 削除する部分

東茨城郡茨城町大字奥谷 字町尻, 字宇都気崎, 字塚田, 字入道下及び字新路前の  
各一部

ウ 第一種中高層住居専用地域

(ア) 削除する部分

東茨城郡茨城町大字奥谷 字東谷津及び字宿内の各一部  
大字小堤 字地藏免, 字阿し田及び字牛小路の各一部

エ 第一種住居地域

(ア) 追加する部分

東茨城郡茨城町大字奥谷 字東谷津, 字町尻, 字宇都気崎, 字塚田, 字入道下,  
字童子塚, 字新路前, 字宿内, 字宿後,  
字天神下及び字鎮守山の各一部  
大字小堤 字地藏免, 字阿し田及び字牛小路の各一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

3 縦覧場所

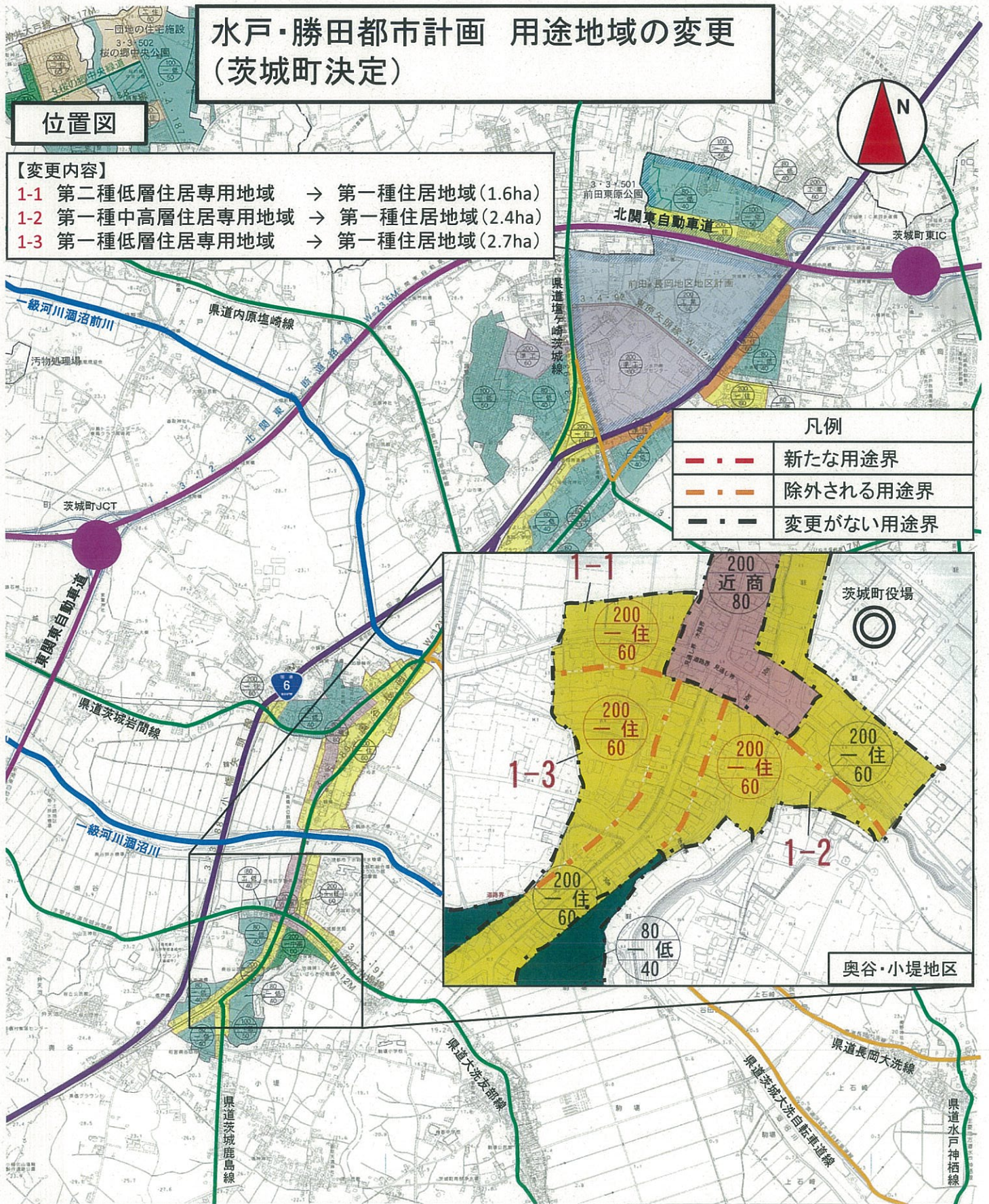
茨城町都市建設部都市整備課

# 水戸・勝田都市計画 用途地域の変更 (茨城町決定)

## 位置図

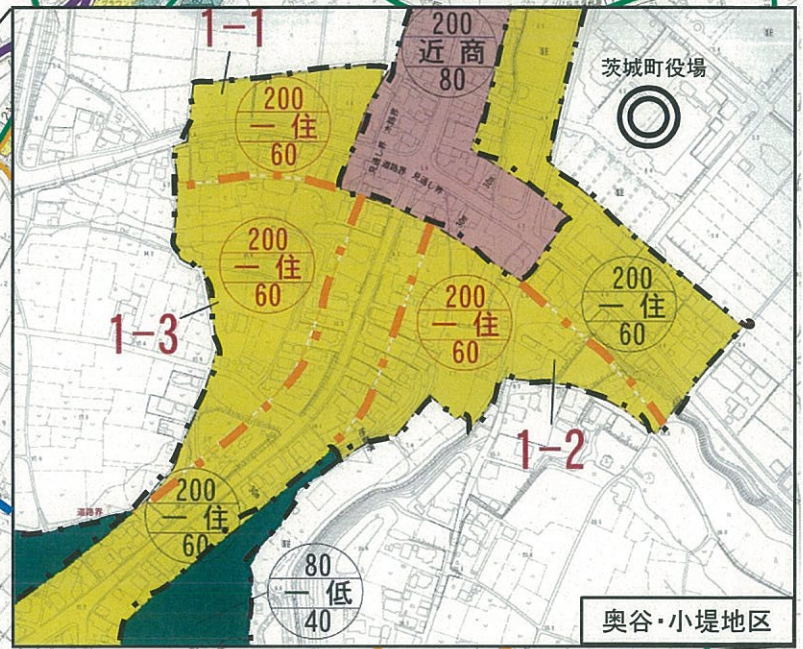
### 【変更内容】

- 1-1 第二種低層住居専用地域 → 第一種住居地域 (1.6ha)
- 1-2 第一種中高層住居専用地域 → 第一種住居地域 (2.4ha)
- 1-3 第一種低層住居専用地域 → 第一種住居地域 (2.7ha)



### 凡例

<span style="color: red;">- . -</span>	新たな用途界
<span style="color: orange;">- . -</span>	除外される用途界
<span style="color: black;">- . -</span>	変更がない用途界



奥谷・小堤地区

### 【決定理由】

町の中心市街地及び、交通結節点である優位性を活かした、賑わいのある商業・業務環境の形成を推進するため、本案のとおり用途地域を変更するものである。

水戸・勝田都市計画用途地域の変更（茨城町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

(茨城町)

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居 専用地域	約 62 ha 約 54 ha	8 / 10 以下 10 / 10 以下	4 / 10 以下 5 / 10 以下	— —	— —	10 m 10 m	割合
小 計	約 116 ha						約 23.0 %
第二種低層住居 専用地域	約 9.4 ha	8 / 10 以下	4 / 10 以下	—	—	10 m	
小 計	9.4 ha						約 1.9 %
第一種中高層住 居専用地域	約 4.8 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 4.8 ha						約 0.9 %
第二種中高層住 居専用地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
第一種住居地域	約 61 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 61 ha						約 12.1 %
第二種住居地域	約 28 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 28 ha						約 5.6 %
準住居地域	約 6.0 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 6.0 ha						約 1.2 %
近隣商業地域	約 8.0 ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 8.0 ha						約 1.6 %
商業地域	—	—	—	—	—	—	—
小 計	—						—
準工業地域	約 109 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 109 ha						約 21.7 %
工業地域	約 47 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 47 ha						約 9.3 %
工業専用地域	約 114 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	—	—	—	
小 計	約 114 ha						約 22.7 %
合 計	約 503 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

町の中心市街地及び、交通結節点である優位性を活かした、賑わいのある商業・業務環境の形成を推進するため、本案のとおり用途地域を変更するものである。

水戸・勝田都市計画用途地域の変更（茨城町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

(茨城町)

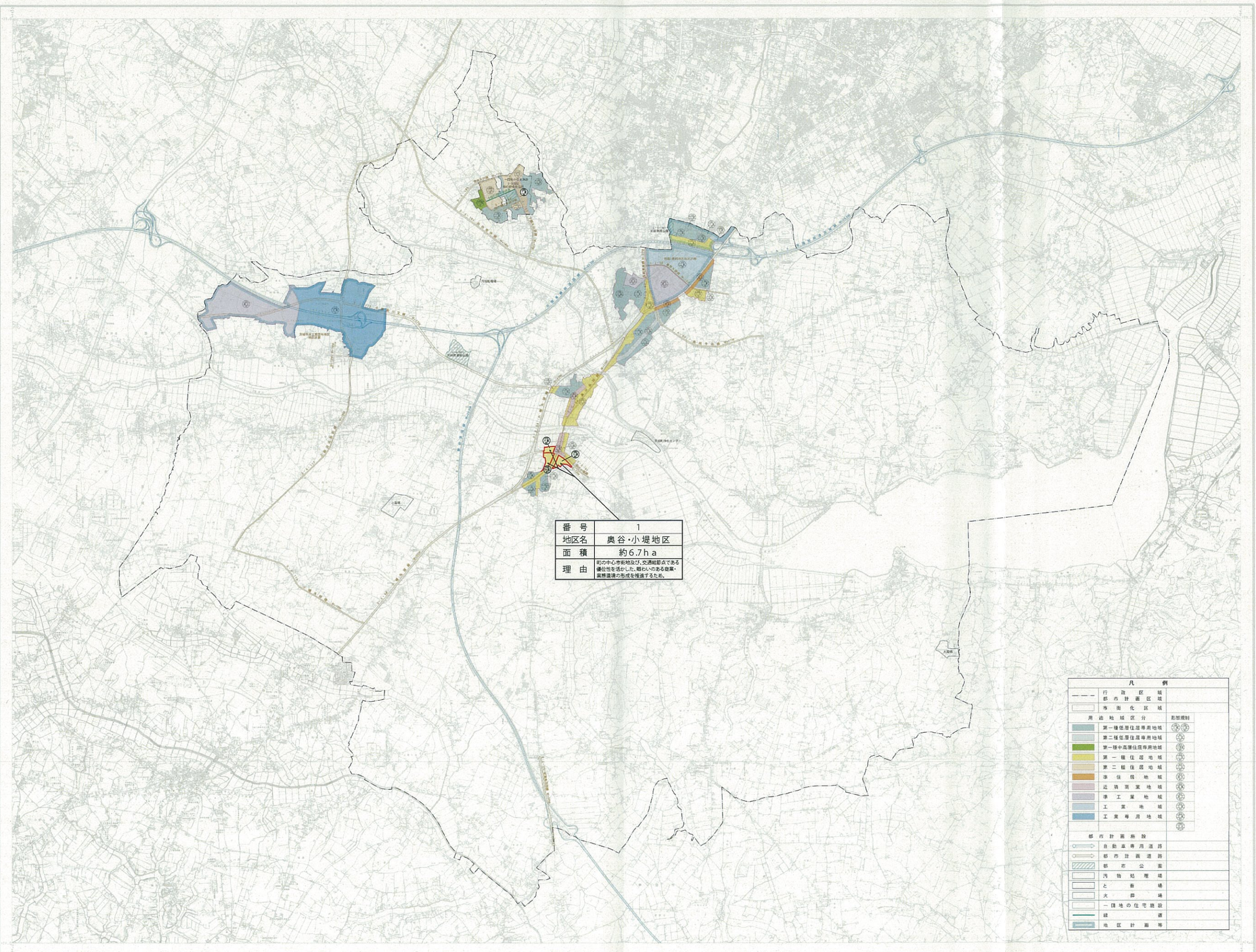
種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居 専用地域	約 65 ha	8 / 10 以下	4 / 10 以下	-	-	10 m	割合
	約 54 ha					10 m	
小計	約 119 ha						約 23.7 %
第二種低層住居 専用地域	約 11 ha	8 / 10 以下	4 / 10 以下	-	-	-	
	約 9.4 ha						
小計	約 11 ha						約 2.2 %
第一種中高層住居 専用地域	約 7.2 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	
	約 4.8 ha						
小計	約 7.2 ha						約 1.4 %
第二種中高層住居 専用地域	約 7.2 ha	-	-	-	-	-	
	約 4.8 ha						
小計	約 4.8 ha						約 0.9 %
第一種住居地域	約 54 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	
小計	約 61 ha						
第二種住居地域	約 28 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	
小計	約 28 ha						
準住居地域	約 6.0 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	
小計	約 6.0 ha						
近隣商業地域	約 8.0 ha	20 / 10 以下	8 / 10 以下	-	-	-	
小計	約 8.0 ha						
商業地域	約 - ha	-	-	-	-	-	
小計	約 - ha						
準工業地域	約 109 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	
小計	約 109 ha						
工業地域	約 47 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	-	
小計	約 47 ha						
工業専用地域	約 114 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	-	-	- m	
小計	約 114 ha						
合計	約 503 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

上段 変更前  
下段 変更後

# 茨城町都市計画図

平成二十五年三月作成



番号	1
地区名	奥谷・小堤地区
面積	約6.7ha
理由	市の中心市街地及び、交通結節点である 優位性を活かした、賑わいのある商業・ 観光集積地の形成を推進するため。

凡 例	
---	行政区域
---	都市計画区域
---	市街化区域
用途地域区分	
[Blue]	第一種低層住居専用地域
[Light Blue]	第二種低層住居専用地域
[Green]	第一種中高層住居専用地域
[Yellow]	第二種中高層住居専用地域
[Orange]	第一種住居地域
[Light Orange]	第二種住居地域
[Dark Orange]	準住居地域
[Purple]	近隣商業地域
[Light Purple]	準工業地域
[Dark Purple]	工業地域
[Dark Blue]	工業専用地域
都市計画施設	
[Blue Line]	自動車専用道路
[Orange Line]	都市計画道路
[Green Line]	都市公園
[Blue Line]	河川
[Blue Line]	と 新 橋
[Blue Line]	火 車 道
[Blue Line]	一団地の住宅施設
[Blue Line]	緑 地
[Blue Line]	地区計画等



茨城町都市計画部  
〒305-0855 茨城県茨城町本町1-1-1  
TEL 029-222-2111 FAX 029-222-2112  
E-MAIL tsukigaki@city.tsukigaki.lg.jp  
ホームページ http://www.city.tsukigaki.lg.jp

茨 城 町

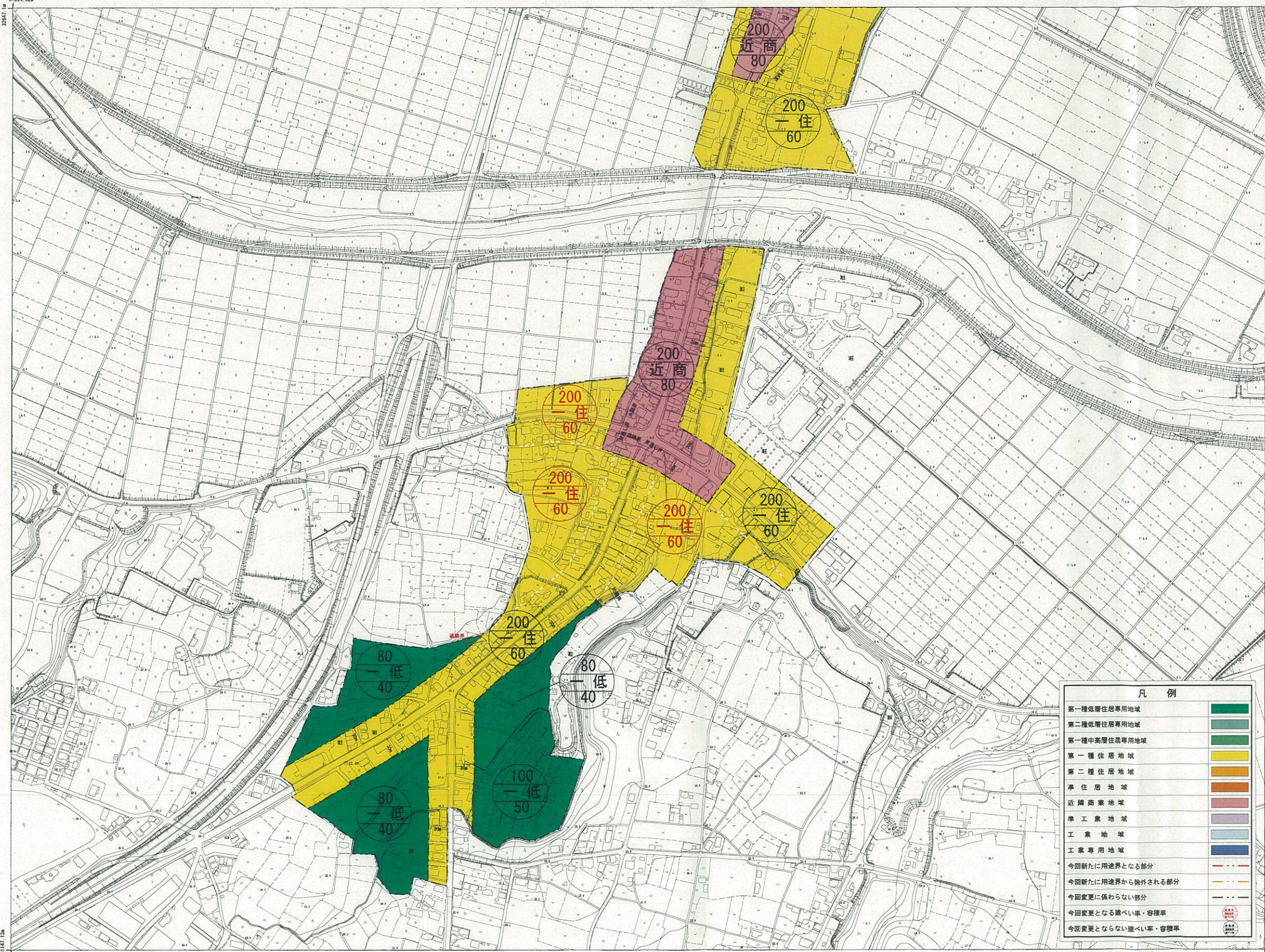
1. 本図は、茨城町都市計画部が所管する都市計画区域内の土地利用の誘導を目的として作成されたものであり、実際の土地利用については、関係機関との協議を要する。2. 本図は、都市計画部が所管する都市計画区域内の土地利用の誘導を目的として作成されたものであり、実際の土地利用については、関係機関との協議を要する。3. 本図は、都市計画部が所管する都市計画区域内の土地利用の誘導を目的として作成されたものであり、実際の土地利用については、関係機関との協議を要する。

「この図面は、国土交通省の定める都市計画図の作成基準に基づき作成されたものである。図面番号：25-03-001-01」

茨城町都市計画基本図

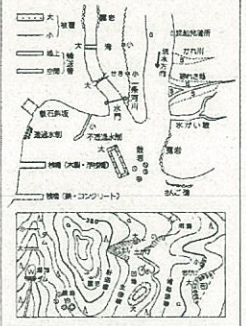
1:2,500

53954.56m



記号 (Legend for symbols and line types) table with multiple columns of symbols and their corresponding descriptions.

凡例 (Legend for colors and patterns) table with colored boxes and their corresponding zone names.



茨城町は平成14年国土交通省告示第9号の規定による集約標準系... (Technical notes regarding the map's standards and data sources.)

平成24年度測量 茨城町 平成24年8月撮影空中写真 平成24年9月現地調査

1:2500

この測量成果は、国土院院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである (承認番号) 平24年測公第161号

計画機関名 茨城町 作業機関名 国際航業株式会社

